鹿児島県公報

平成30年1月26日(金)第3385号の2



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施

(畜産課取扱い) 1

告示

鹿児島県告示第73号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定により、100羽以上の家きんを飼養する県内家きん飼養農家及びその他の県内家きん飼養農場であって家畜保健衛生所長が指定するものに対し次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

平成30年1月26日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の目的 県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

- 2 実施する区域 県下全域
- 3 実施の期日
 - 平成30年1月29日から同年2月28日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 消毒方法 消石灰等の消毒薬の飼養施設内(畜舎周囲及び施設外縁部)散布